

鳥取県ふぐ処理師試験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条に規定するふぐ処理師試験を実施するため、条例第16条の規定に基づいて試験に必要な事項を定めるものである。

(試験委員会の設置)

第2条 試験を実施するため、試験委員をもって構成する試験委員会を置き、事務局を生活環境部くらしの安心推進課に置く。

(試験委員会の委員長)

第3条 試験委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

(試験委員の構成)

第4条 試験委員は学科試験委員及び実技試験委員に区分し、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 学科試験委員 医師、学識経験者及び県の吏員のうちから 4名
- (2) 実技試験委員 ふぐ処理師 3名

(試験委員の要件)

第5条 試験委員のうち、前条第1号に掲げる学識経験者は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 獣医師
- (2) 薬剤師
- (3) 管理栄養士
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において法学、公衆衛生学、食品学に関する科目を担当する教授、准教授、助教、講師等の職にあり、又はあった者
- (5) 国、地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人の職員であり、又はあった者で、公衆衛生、食品衛生又はふぐの取扱いに関する業務に従事した経験を有するもの

2 試験委員のうち前条第2号に掲げる者は、ふぐ処理師の免許取得後15年以上ふぐ処理の業務に従事し、調理技能について相当の経験を有するものとする。

(試験委員会の委員長の職務)

第6条 委員長は、試験委員会を代表し、試験委員会の議事を統括する。

(試験委員の職務)

第7条 試験委員は、試験に必要な事項の協議、試験問題の作成及び試験の合否について

協議決定する。

(試験委員の責務)

第8条 試験委員は、試験の事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(試験の公告)

第9条 ふぐ処理師試験は、県公報に次の事項を登載して行う。

- (1) 試験期日
- (2) 試験の場所
- (3) 試験科目
- (4) 受験資格
- (5) 受験願書の受付期間
- (6) 受験手数料及びその納付方法
- (7) 試験当日の携行品
- (8) 合格者の発表

(試験の所要時間及び配点)

第10条 試験の所要時間及び各科目の配点は、次のとおりとする。

	試験科目	配点	所要時間	備考
学科試験	水産食品の衛生に関する知識	100点	2時間	・開始後30分までは退出不可、遅刻者受験可能 ・開始後30分経過後退出可能、遅刻者受験不可
	ふぐに関する一般知識	400点		
実技試験	ふぐの種類 の鑑別	100点	5分間	
	ふぐの処理(毒性臓器の鑑別を含む。)	100点	25分間	

(試験合否基準)

第11条 学科試験にあつては、ふぐ処理師試験の得点が300点以上である者を合格者とする。ただし、水産食品の衛生に関する知識の得点が30点未満、又はふぐに関する一般知識の得点が120点未満である場合は不合格とする。

2 実技試験にあつては、ふぐの種類
の鑑別の得点が60点以上かつふぐの処理(毒性臓器の鑑別を含む。以下同じ)の得点が80点以上の者を合格者とする。ただし、ふぐの処理の得点が80点以上であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は不合格とする。

- (1) 毒性臓器の鑑別において卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合
- (2) 毒性臓器の鑑別において肝臓の正確な鑑別ができていない場合
- (3) 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

附 則

この要綱は平成16年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月4日から施行する。